

さいたま市立浦和高校野球部 OB 会(市高倶楽部)規約

第一章 総 則

(名 称)

第一条 本会は、さいたま市立浦和高校野球部 OB 会(市高倶楽部)と称する。

(資 格)

第二条 本会の会員資格は、さいたま市立浦和高校野球部に在籍したことがある者とする。但し、野球部在籍者以外の者でも、野球部発展のために協力をいただける者に対しては、推薦会員とする。

第二章 目 的

第三条 本会は、会員相互の親睦をはかると共に母校野球部の発展に寄与し、側面からの援助を目的とする。

第三章 構 成

(役員選出)

第四条 本会は、会員の中より選出された若干名の役員と、一般会員により構成する。

(役 員)

第五条 本会は、次の役員を置く。

会長 1 名 副会長若干名 幹事長 1 名 常任幹事若干名

会計 1 名 監事 1 名

(任 期)

第六条 役員任期は、2 ヶ年間とする。但し、留任を妨げない。

(任 務)

第七条 会長は、本会を代表して会務を統括し執行する。

1. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の代理として会務を処理する。

2. 幹事長は、会長を補佐し会務を分掌する。

3. 監事は、本会の会計・財務状況を監査する。

4. 幹事は会員との連絡調整を代行する。

第八条 本会に名誉会長・相談役を置くことができる。

第四章 会 議

第九条 本会の会議は、次のとおりとする。

1. 定例総会
2. 幹事会
3. 会長が招集する役員会

第十条 会議は会長が招集して、その議長は副会長とする。

1. 定例総会は、原則として年一回開催する。尚、開催日時に関しては、役員会で決定する。
2. 総会出席者の過半数をもって、役員会決定事項の承認を得たものとする。

第十一条 役員会は、本会の事業並びに行事を遂行するための企画並びに重要な事項について審議する。

第五章 会 計

第十二条 本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとし、収支決算を行い監査を受けなければならない。

第十三条 本会の目的遂行に費やす費用は、会費及び寄付金・雑収入をもって、これを充当する。

(会 費)

第十四条 本会の会費は、年額制として、金三千円（一口）以上とする。

会費については、1年分を前納することを原則とするが、満 25 歳を迎える年度までは会費納入を免除する。

但し、金額を変更する場合は、総会の承認を必要とする。

(その他)

第十五条 当規約以外の緊急事態が発生した場合に関しては、役員会で協議の上決定し、総会で事後承認を得ることとする。

付 記

昭和 63 年 10 月 29 日制定

平成 26 年 02 月 22 日改定

平成 29 年 04 月 01 日改定